

「大浦十三番館デイサービス」運営規定

第1条 事業の目的

「医療法人社団 春秋会」が開設する「大浦十三番館デイサービス」事業所(以下「事業所」という。)が行う通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援、要介護者、事業対象者に対し、適正な通所介護を提供する事を目的とする。

第2条 運営の方針

事業所の介護員等は、要支援者、要介護者等の可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身機能の維持。並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第3条 事業所の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 大浦十三番館デイサービス
- 2 所在地 長崎市大浦町3番21号

第4条 職員の職種、員数、及び職務内容

- 1 管理者 1名 (常勤職員1名 生活相談員と兼務)
管理者は、事業所従業者の管理及び業務を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。
- 2 生活相談員 2名 (介護職員と兼務)
・生活歴を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導・その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
- 3 看護職員 看護師 2名 (常勤職員1名・兼務1名)
・利用者の状況に応じた健康状態の確認・食事・入浴・排泄・その他日常生活の援助・指導を行う。
- 4 介護職員 介護職員 13名 (常勤職員7名・兼務3名・非常勤職員3名)
・介護職員は指定通所介護の提供に当たる。
- 5 機能訓練 看護師 1名 (常勤職員兼務1名)
作業療法士 1名 (常勤1名)
柔道整復師 2名 (常勤2名)
・利用者の状況に応じた機能訓練援助・指導を行う。

第5条 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(8月15日、12月31日から1月3日までを除く)

2 営業時間 午前8時30分から午後17時までとする

3 サービス提供時間 午前9時から午後16時までとする

第6条 利用定員

50名を限度とする。

第7条 指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料

通所介護を提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は長崎市が定める基準によるものとする。当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の、介護負担割合証の負担割合に応じた額とする。

1 内容

要支援者、要介護者等の状態にある方に対し、施設においてその有する能力に応じ、

- 1、 入浴介護
 - 2、 排泄介護
 - 3、 食事介護
 - 4、 日常生活上の世話
 - 5、 機能訓練
- の実施・援助を行う。

2 利用料

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定受領サービスであるときは、**負担限度額割合証に応じた割合の額とする。**
- 2 食費：1日(調理コスト+食材料費)600円
- 3 その他日常生活に係わる費用の徴収が必要になった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 利用者の希望によって上記 3 の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名・押印を受ける。

第8条 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は旧長崎市(H17年1月4日合併以前)とする。

第9条 サービス利用に当たっての留意事項

- 1 利用者又は、その家族は利用に際し、指定通所介護事業所サービス利用に当たって利用料・送迎方法及び次の事項について説明を行い、同意を求める。
- 2 管理者は利用者の通所介護計画を作成するために、心身の状況、希望及び置かれている環境などの状況把握を行う。
- 3 介護計画作成後は利用者及びその家族に対し、その内容について説明を行う。
- 4 食事・入浴・機能訓練等、それぞれのプログラムでは通所介護計画に応じ、看護職員・機能訓練指導員、介護職員の適切な指導方法にて実施する。

第10条 緊急時等における対応方法

通所介護等の実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に

連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

第11条 非常災害対策

当該事業所において災害又は水害・台風・洪水・地震などの天災により災害が発生したときは自衛消防組織編成(別表)に基づいた具体的計画によるものとする。また年2回の定期的な避難訓練及び消防点検を実施するものとする。

第12条 長崎市暴力団排除条例に関する事項

事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団関係者等を利用することないようにする。

第13条 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第14条 その他運営についての留意事項

1 従業員の衛生管理

通所介護等の提供にあたる職員の清潔の保持及び健康状態にていて必要な管理を行う。

2 勤務体制の整備

事業所は介護職員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- | | |
|----------|----------|
| i .採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ii .定期研修 | 年1回 |

3 守秘義務

職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。また職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 市町村との連携等

事業の実施にあたっては、市町村・在宅介護支援センター・他居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるとともに、サービス事業者・医師又は福祉サービスを提供する者との連絡調整に努める。

5 この規定の定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団「春秋会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 付則

この規定は、平成18年6月1日から施行する。

平成20年6月1日一部改訂

平成20年12月1日一部改訂

平成21年6月1日一部改訂

平成21年10月1日一部改訂
平成21年11月1日一部改訂
平成23年4月1日一部改訂
平成23年9月1日一部改訂
平成24年4月1日一部改訂
平成25年4月1日一部改訂
平成25年7月1日一部改訂
平成26年1月1日一部改訂
平成26年4月1日一部改訂
平成26年7月1日一部改訂
平成26年9月1日一部改訂
平成28年4月1日一部改訂
平成28年5月1日一部改訂
平成29年4月1日一部改訂
平成29年12月1日一部改訂
平成30年4月1日一部改訂
令和3年4月1日一部改訂
令和4年4月1日一部改訂
令和5年4月1日一部改訂
令和6年4月1日一部改訂

